

特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、機場維修(九十川排水機場自家発電装置分解整備工)の工事に関し必要な事項を定める。

(適用)

第2条 この特記仕様書は次の工事に適用する。

(1) 工事名 機場維修(自家発電装置分解整備工)

(2) 工事箇所 一級河川九十川(九十川排水機場)／川越市南田島地内

(目的)

第3条 本工事は、一級河川九十川(九十川排水機場)において、九十川排水機場のための自家発電設備を分解整備するものである。

別紙機器仕様書、図面を参考に設備を更新する。

(適用規格)

第4条 本工事の施工に当たり、本特記仕様書、埼玉県土木工事共通仕様書の定めのない事項は、次の規格規則等に準拠するものとする。

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| (1) 日本工業規格(JIS) | (9) 揚排水ポンプ設備技術基準(案) |
| (2) 日本電気規格調査会標準規格(JEC) | (10) 機械工事共通仕様書(案) |
| (3) 日本電機工業会標準規格(JEM) | 及び揚排水ポンプ設備技術指針 |
| (4) 電気設備技術基準 | (11) 電気通信設備工事共通仕様書 |
| (5) 労働安全衛生規則 | (12) 機械工事施工管理基準(案) |
| (6) 消防法及びその他関係法規 | (13) 機械工事塗装要領(案)・同解説 |
| (7) 埼玉県土木工事共通仕様書 | (14) その他関連法規、基準等 |
| (8) 公共建築工事標準仕様書(電気設備・機械設備工事編) | |

2 仕様書以外の事項

本仕様書に明記されていない事項についても機能上必要なものはすべて受注者が施工するものとし、疑義のある場合は発注者と協議の上指示に従うものとする。

(提出書類)

第5条

機器の分解整備及び製作に先立ち、受注者は次に示す図書を契約締結後、監督職員が指定する期日までに作成し、監督職員の承諾を受けなければならない。提出部数・時期は下記によるものとする。なお、提出図書は、JISのA4版とする。

- (1) 施工計画書 1 部
1) 承諾に関する図書 2 部 (返却 1 部を含む)
2) その他の図書 1 部

提出時期：施工計画書に基づき協議する。

(2) 完成図書

受注者は工事完了後、次に示す図書を一括ファイルして完成図書として監督職員に提出しなければならない。提出部数は『2 部』とする。

- 1) 機器図
2) 試験成績書
3) その他監督職員が指示した図書

完成図書の内容・様式等については監督職員と打合せの上、作成するものとする。

本工事における工事写真は電子納品とし、データを格納した電子媒体 (CD-R) を正副 2 部提出する。なお、それ以外の成果品は従来どおり紙で納品する。

(3) 許認可事項・届出関係

本工事に必要な公官庁の手続き及び検査は受注者が行うこと。申請にあたっては、事前に監督員の承諾を得ること。

なお、下記については参考として示すものであり必要事項について申請・届け出等を行うものとする。

- 1) 東京電力株式会社に対する申請
2) 危険物製造所・貯蔵所・取扱所 変更許可及び仮使用申請書等
3) 道路等の占用許可申請及び提出
4) ばい煙発生施設 (使用、変更) 届
5) 予備試験
6) 官公署検査
7) クレーン等の設置に関する必要な届出等
8) その他一切の申請及び検査

(共通事項)

第 6 条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム (COBRIS) により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出する。

また、工事完成後速やかに計画の実施状況 (実績) について、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○再生資源利用計画書 (実施書) の作成対象工事 (下記のいずれかに該当する工事)

- ① 500m³以上の土砂を搬入する工事

- ② 500 t 以上の碎石を搬入する工事
- ③ 200 t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額100万円以上の工事

○再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200 t 以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額100万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 排出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理しなければならない。

ア 紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

イ 電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を提示しなければならない。

（建設廃棄物の再資源化等）

第7条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化について以下の積算条件を設定している場合、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

○再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物	施設の名称	所在地
-	-	-

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

4 受注者は、工事の施工に当たっては、平成14年3月18日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

（週休2日制モデル工事）

第10条 本工事は、埼玉県県土整備部「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。

試行の実施は、埼玉県県土整備部「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、埼玉県県土整備部建設管理課ホームページで確認すること。

埼玉県県土整備部建設管理課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1002/index.html>

（建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事）

第11条 本工事は、「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事〔発注者指定型〕」の対象工事である。詳細は、「埼玉県県土整備部建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事試行要領」を参照のこと。

建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事（県土整備部）

〔埼玉県建設管理課ホームページ〕

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/ccus.html>

（電子成果品の作成）

第12条 電子成果品は、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づき作成する。

（法定外の労災保険の付保）

第13条 受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

（関係機関協議）

第 1 4 条 受注者は工事に先立ち関係機関との調整を実施すること。調整内容は、施工方法に基づき、発注者と協議をすること。

（その他）

第 1 5 条 上記に定めるもののほか、必要に応じ監督員と協議のうえ、工事を行う。

現地工事は、非出水期（1 1 月～5 月）を考慮して発注者と協議の上、決定する。なお、現地工事期間中も施工する号機以外は稼働できる状態としておくこと。

2 請負者は常に工事の実施について近隣住民、関係機関等に入念に説明し、理解を得られるよう努めること。

3 この特記仕様書に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者で協議して定める。

4 機場内にある天井クレーンは、施工に使用することができるものとする。ただし、事前に監督員の承諾を得ること。天井クレーンは、法令に基づいて使用すること。

機器仕様

1. 目的：九十川排水機場に設置されている自家発電装置用主原動機の機能維持を目的とする分解整備を行う。

設備名	施工方法	施工箇所	作業内容
1号発電装置用主原動機	現地整備	シリンダヘッド系統 シリンダブロック ライナ系統 潤滑油系統 燃料系統 冷却水系統 ピストン系統 蓄電池	分解整備 (分解・清掃・点検・部品交換) 単体試運転調整
2号発電装置用主原動機	現地整備	シリンダヘッド系統 シリンダブロック ライナ系統 潤滑油系統 燃料系統 冷却水系統 ピストン系統 蓄電池	分解整備 (分解・清掃・点検・部品交換) 単体試運転調整

※施工方法について、作業内容が現地整備より工場にて実施した方が有効と判断される施工箇所については、工場整備でも可とする。

※分解整備後、実負荷による試運転調整を実施すること。

3. 設備詳細

設備名：1号発電装置用主原動機・2号発電装置用主原動機

数 量 2台

形 式 立形水冷4サイクルディーゼル機関

機関名称 6G137T-GL

出 力 180kW

回 転 数 1500min-1

使用燃料 A重油

製造会社 ヤンマーディーゼル株式会社

技術者等の設置等及び工期の変更に関する特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、現場代理人の常駐、主任技術者または監理技術者（以下、監理技術者等という。）の設置及び工期の変更に関し必要な事項を定めるものとし、この特記仕様書に記載されていない事項は、埼玉県土木工事共通仕様書によるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 機場維修(自家発電装置分解整備工)
- ・工事箇所 一級河川九十川（九十川排水機場）／川越市南田島地内

(技術者等の設置等)

第3条 契約締結後、工事開始日までの期間（施工体制及び資機材の確保等、現場施工の着手（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等の開始）に向けた準備を始めるまでの期間）については、現場代理人の工事現場への常駐を要しないとともに、監理技術者等の工事現場への設置を要しない。

(現場代理人等通知書の提出)

第4条 受注者は、第3条の協議を行う場合は、契約締結後速やかに、監理技術者等の欄を空欄とした現場代理人等通知書を提出する。

2 受注者は、第3条の協議により定めた工事開始日までに、監理技術者等を記載した現場代理人等通知書を提出する。

(C O R I N S への登録)

第5条 受注者は、第4条の現場代理人等通知書を提出後、速やかにC O R I N Sの登録を行う。C O R I N Sの登録期間は、現場代理人は第4条第1項の提出日から、監理技術者等は工事開始日からとする。

(工期の変更)

第6条 契約締結後、工事の進捗状況により、発注者と受注者が協議の上、工期を変更することがある。

専任特例 1 号の場合の監理技術者等の配置に係る特記仕様書

(趣旨)

第 1 条 この特記仕様書は、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 1 号の場合の監理技術者等」という。）及び監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）の配置に係る必要な事項を定めたものである。

(技術者の配置等)

第 2 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を配置すること。

(2) 連絡員は、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者であること。

なお、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。

(3) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。

なお、移動時間は片道に要する時間であり、その判断は当該工事に関し通常の移動手段の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

(4) 監理技術者等が兼務できる工事は、埼玉県内で施工される工事であること。

(5) 下請次数が 3 を超えていないこと。

なお、工事途中において下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降専任特例は活用できず、監理技術者等を専任で配置しなければならない。

(6) 当該工事現場の施工体制を、監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

(7) 人員の配置を示す計画書を作成し、落札候補者となった時点で発注者に提出すること。また、現場着手後は工事現場に備えおくこと。

(同一の特例監理技術者が兼務できる工事)

第 3 条 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。

(提出書類)

第 4 条 受注者は、専任特例 1 号の場合の監理技術者及び連絡員の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。

2 受注者は、専任特例 1 号の場合の監理技術者及び連絡員の配置を行う場合は、施工計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

(適用除外)

第5条 次に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、専任特例1号の場合の監理技術者の配置を認めないものとする。

- 一 埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事であるとき。
- 二 埼玉県建設工事技術者複数配置試行要領による工事であるとき。

(C O R I N S への登録)

第6条 本工事において、専任特例1号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にC O R I N S への登録を行うこと。

(その他)

第7条 既に監理技術者として配置されている工事について、監理技術者が専任から兼務に変わり、連絡員を新たに設置するなど、施工体制が変更になる場合は、事前に発注者と協議し、必要な手続きを行うものとする。